

くらしの情報ガイド

お知らせ

まちの美化にご協力
快適な生活環境を守るため、市では市民の皆さんと連携して各種の啓発活動に取り組んでいます。また、各自治会から推薦いただきます181人のかたを美化推進員さんとして委嘱、美化活動に取り組んでいただいています。マナーを守り、ポイ捨てのない美しいまち芦屋の実現にご協力ください。空き缶やバス停留所でのタバコの吸い殻等のポイ捨てはやめましょう。飼い犬を散歩させるときはふんを処理するための用具を持ち、ふんを持ち帰り処理しましょう。

井戸水を利用している皆さんへ
井戸水は、湯水や災害時には非常用水として広く利用されるなど用途はいろいろありますが、飲用に使用する場合には、県や市では安全性が確認されている水道水の利用を勧めています。井戸水は、年に最低1回は、定期的に水質検査をするようにしましょう。また、検査項目や検査料金等については、下記へお問い合わせください。

「走る県民教室」参加団体募集
県民の健康増進などを見学する地域団体に、バス借上げ費用の半分の補助(1日コース5万円、1泊2日コース10万円限度)を今期はふれあいフェスティバル2005、「コウノトリ翔ける但馬まるごと感動市」、「北はりま交流の祭典」なども対象になります。【阪神南地域内自治会・高齢者・女性・青少年などの地域団体(20人以上)】8月22日～9月2日まで(右記へ) 関阪神南県民局調整課(緯06-6481-4543)

「大王の棺」船団が芦屋へ寄航
古代史復元の実験航海として、「大王の棺」や石棺を陸送する「修羅」、石棺を載せる「台船」、それらを曳航する古代船「海王」が、7月24日に熊本を出航し、芦屋港へ寄航します。古代のロマンをお楽しみください。【8月25日(木)17時(予定)】 芦屋(海洋町3) 芦屋市生涯学習課(緯31-9066)

納期

個人市民税・県民税(第2期分)
課税課市民税担当 緯38-2016
法人市民税・事業所税(6月30日決算の法人等)
課税課管理担当 緯38-2015
個人事業税(第1期分) / 尼崎
県税事務所個人課税課 緯06-6481-4175
国民健康保険料(第2期分)
保険年金課保険担当 緯38-2035
毎月20日は
「阪神地域ノーマイカーデー」
環境にやさしいドライブマナーを

第19回 芦屋市民絵画展作品募集

作品受付 9月4日(日)午前10時～午後4時 / 市民センター301室 対象 市内在住・在学(高校生以上)・在勤のかた 募集作品 絵画(日本画・洋画) 自作で未発表の作品。50号(116.7cm x 90.9cm)以内。額装し、丸ひもか平ひもをつけること 出品料 500円(1人1点のみ) 展示 9月7日～11日 / 市民センター301・302室(午前9時～午後7時、最終日は午後3時まで) 問い合わせ 文化振興財団 緯31-4962

お気軽にご利用ください ラポルテ市民サービスコーナー

窓口ご利用時間
平日(月～金曜日) 午前10時～午後7時
土・日・祝日 午前10時～午後5時
8月の休業日 8月17日(水)・18日(木)
交付内容 住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍謄抄本・市民税県民税課税証明書・固定資産課税台帳記載事項証明書など
【ご注意】土・日・祝日と、平日の午後5時15分以降、戸籍謄抄本・税務証明書等は取り次ぎで発行します。各種届出・登録の手続きは、市役所市民課へ。
問い合わせ
ラポルテ市民サービスコーナー 緯31-3130

「敬老会」を開催
9月11日(日) 芦屋市・ホール 今年70歳(昭和10年生まれ)のかた 今年数えの77歳(昭和4年生まれ)のかた 今年数えの88歳(大正7年生まれ)のかた 今年数えの99歳(明治40年生まれ)のかた 対象のかたにはご案内のはがきを送付 関高年福祉課(緯38-2044)

講習・講座

谷崎潤一郎記念館からのお知らせ
【谷崎潤一郎記念館(緯23-5852)】
【「源氏物語」原典を読む講座】
8月22日(月)10時～12時 市民センター401室 関京都橋大学教授・鈴木紀子氏 費1,600円(2回分) 直接会場へ
【谷崎潤一郎作品朗読会】
9月1日(木)13時30分～15時 記念館講義室 関痴人の愛 朗読グループRST 費入館料300円 直接会場へ

芦屋川カレッジ公開講座
9月7日(水)13時15分～14時45分 市民センター401室 関日本におけるドイツ年「ドイツの起源」 関京都大学教授・南川高志氏 費先着60人 費300円 費電話かファクスで右記へ 関公民館(緯35-0700/FAX22-6924)

子育てに役立つ心理学講座
9月15日(木) 29日(木)10時～12時 関女性センター市民企画講座 自分を知らず手がかり あなたの言葉かけは大丈夫? 関尾野田かよ氏、関岡代子氏 費30人 費電話等で講座名・住所・氏名・電話(ファクス)番号を右記へ 関女性センター(緯38-2023/FAX38-2175 〒659-0092 大原町2-6ラ・モール芦屋2階)

納期

個人市民税・県民税(第2期分)
課税課市民税担当 緯38-2016
法人市民税・事業所税(6月30日決算の法人等)
課税課管理担当 緯38-2015
個人事業税(第1期分) / 尼崎
県税事務所個人課税課 緯06-6481-4175
国民健康保険料(第2期分)
保険年金課保険担当 緯38-2035
毎月20日は
「阪神地域ノーマイカーデー」
環境にやさしいドライブマナーを

消費生活センターのご案内

消費生活センターには、消費生活に関するさまざまな図書、ビデオがあり、貸し出しも行っていきます。また、持ちかえり自由の上記各種のリーフレットを置いてあります。リサイクル手芸の展示も行っていきます。

出前講座のご案内

消費生活センターでは、10人以上のグループからの依頼があれば、ご希望の場所へ出向いて講座を行なっています。相談事例をもとに、悪質商法についてや、食品の安全等について、またご希望に応じてリサイクル手芸教室も行います。日時・テーマについてご希望をお知らせください。

4月から「消費生活条例」施行

消費者問題の複雑・多様化、深刻化に対応するため、兵庫県は昭和49年制定の「消費者保護条例」を全面的に見直し、「消費生活条例」として今年4月1日より施行しました。
【改正の主なポイント】
下記の消費者の権利を尊重し、自立支援の施策を推進
基本的な需要が満たされること
健全な生活環境が確保されること
安全が確保されること
自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること
適正な取引条件が確保されること
必要な情報が提供されること
必要な消費者教育の機会が提供されること
意見が消費者政策に反映されること
被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されること
事業者指導の強化

不当な取引行為の指定を拡充し、56項目の「勧誘行為」「契約内容」「債務の履行」「契約解除」「与信行為」についての不当な取引行為を定めました。違反事業者に対しては、指導・勧告を行います。56項目の内容は、例えば高齢者や若者の場合では、「判断力不足に乗じる勧誘」「知識・経験・財産・収入等の状況に適合しない勧誘」「返済不能に陥ることが明らかなものとの契約」などがあります。被害の発生・拡大防止のため緊急を要するときは、事業者名等の情報を提供します。勧誘時に虚偽の説明をしている疑いのある事業者には、効能・効果の裏付資料の提出を求め、提出しなければ虚偽の説明とみなし、不当取引行為として措置します。県民からの申出制度の創設
県条例に照らし、「消費者の権利」が不当に侵害されているときは、知事に対して適当な措置をとるよう申し出ることができます。消費者訴訟援助規定の見直し
消費者が事業者を相手に提起する訴訟に加え、事業者から提起された訴訟も、援助の対象となりました。

「個人情報保護法」施行

社会のIT化が進む中で、個人情報の流出によるさまざまな問題が起きています。この法律は、IT社会の中で個人の権利や利益を保護することを目的に平成15年に成立し、今年4月から全面施行されています。「個人情報保護法」では次のことが決められています。不正な手段によって個人情報を取得してはいけない。利用目的以外に個人情報を利用してはいけない。本人の同意なしに個人のデータを第三者に提供してはいけない。個人情報の流出を防ぐための安全管理者措置をとらなければならない。消費者は個人情報取扱事業者に対して個人データの開示・訂正・利用停止を要求することができる。

平成16年度 消費生活相談のまとめ

増え続ける「消費者トラブル」 相談件数は5年間で4倍に!

昨年度の相談のうち、不当請求に関する相談が全相談の約50%を占めています。はがき・メール等による、有料サイト利用料や通信販売料金等の架空請求や、パソコン・携帯電話等に届いたメールへのワンクリックで登録料の請求がきた等の相談、中でも30代や40代の女性への請求が多く、前年度の2倍以上に増えています。また、高齢者や若者層の被害が目立っていました。今回の事例等を参考に、ご注意ください。

平成16年度	順位	商品・役務内容	16年度相談件数 (15年度)
	第1位	電話・インターネット関連サービス 有料サイト、プロバイダ、迷惑電話・メール等	969件 (361件)
	第2位	賃貸住宅・マンション等の契約トラブル、 不具合等	89件 (86件)
	第3位	サラ金・ヤミ金・クレジット等金融関連	87件 (141件)
	第4位	住宅の修理・リフォーム工事	41件 (61件)
	第5位	アクセサリ	26件 (12件)
	第6位	各種資格講座・学校・教室	22件 (37件)
	第7位	エステ(美顔、美容、脱毛、瘦身等)	22件 (25件)
	第8位	生命保険・損害保険	20件 (27件)
	第9位	健康食品	18件 (14件)
	第10位	新聞(契約・解約のトラブル等)	17件 (23件)

若者の被害

収入になるからとマルチの組織に入会させ、高額なアクセサリを契約させるケースが、若者特に学生の間に目立ちました。【事例】友人に誘われネットビジネスに入会し、八十万円のネットワークを購入した。人を誘えばマジックが入り儲かるといわれ、消費者金融で借金をして支払ったが高額だし、契約書に学生は禁止となっていた。私が入会させた友人も一緒に解約したい。【結果】同様の相談が六件ありましたが、いずれも学生証のコピーをファクスし解約交渉したところ、全面解約することができました。【事例】三年前路上で誘われエステの契約をした。エステのコンテストのモデルになるので必要とのこと、アクセサリ五種類を契約させられその後補正下着も契約。総額三百五十万円にもなり、アルバイトの身では支払えないので解約したい。コンテストは社内の小規模なものだった。【結果】支払い能力がないのに高額な商品を次々販売したことを指摘し、信販も含めて交渉した結果、エステは継続、宝石は三種類は

個人情報についての相談もありました

【事例】突然覚えのない会社からレジャー会員のカードが普通郵便で届いた。私の名前や会員番号が記載されていた。CATVの契約をした会社から情報が流れたようだ。【事例】住宅展示場でアンケートに答えた。個人情報流出しないと書いてあったのに、別の住宅会社から勧誘の電話があった。【結果】事業者が苦情内容を伝えるとともに、県の担当課にも報告しました。

大切な個人情報を守るために

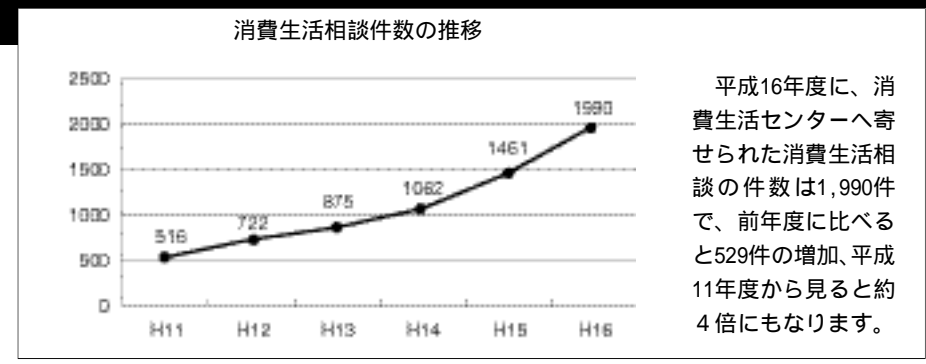
「自分の情報は自分で守る」という意識を持つことが大切です。そのためには、気軽にアンケートに答えたり、利用目的も確かめないで、個人情報を提供するのはいけません。芦屋市での相談窓口
消費生活センター 緯38-2034
お困りです課 緯38-5401
総務部総務課 緯38-2010

美術博物館&あしみゅー連携事業 めちやめちや画家 元永定正氏と出会う夏

日時 8月21日(日)午後1時30分～3時 内容 絵の作家と出会う。元永定正さんと一緒に作品を見、話を聞き、絵を描く 参加費 300円
定員 小学生低・中学年の児童先着20人。親子での参加も可 申し込み ファクスまたは電話で下記へ

【ボランティアスタッフ募集】
期間・内容 9月10日(土)参加者説明会補助、広報活動/30日(金)会場準備/10月1日(土)・2日(日)会場統括、受付案内
募集 2～3人(面接) 対象 20～50歳のかた 交通費等 1日2,000円を限度に実費支給 その他 詳細は下記へ

問い合わせ 美術博物館 緯38-5432/FAX38-5434(〒659-0052 伊勢町12-25)



高齢者の被害

突然家に来た業者が無料で点検するといつて上がり込み、排水管工事や床下補強・換気扇の設置などを契約させる。点検商法、警報装置や浄水器を次々契約させる。次々販売などが後を絶ちません。一人暮らしの高齢者が被害にあいやすく、十分理解できないまま契約させられていることもよくあります。独居老人には回りの人たちの目よからの気配りが大切です。

高額アクセサリの契約

無条件解約、他は既払い金放棄で解約することができました。また美顔や脱毛エステをきっかけに、瘦身エステ、化粧品、健康食品、美顔器などを次々に売りつけるケースもあります。セールストークをうのみせず、また強引な勧誘でも必要でないものはきっぱり断りましょう。

クーリング・オフ

【消費者契約法】
不実を告げられた。訪問販売や電話勧誘販売などで契約してしまった場合、契約書面を受け取ってから8日以内(マルチ商法・内職商法は20日以内)であれば無条件で解約できるクーリング・オフ制度があります。はがきに解約通知を書き、郵便局から配達記録郵便で出しましょう。【消費者契約法】
不実を告げられた。訪問販売や電話勧誘販売などで契約してしまった場合、その事実を立証すれば、契約を取消することができます。また、消費者に一方的に不利な契約条項等が無効にできます。

お気軽にご利用ください ラポルテ市民サービスコーナー

窓口ご利用時間
平日(月～金曜日) 午前10時～午後7時
土・日・祝日 午前10時～午後5時
8月の休業日 8月17日(水)・18日(木)
交付内容 住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍謄抄本・市民税県民税課税証明書・固定資産課税台帳記載事項証明書など
【ご注意】土・日・祝日と、平日の午後5時15分以降、戸籍謄抄本・税務証明書等は取り次ぎで発行します。各種届出・登録の手続きは、市役所市民課へ。
問い合わせ
ラポルテ市民サービスコーナー 緯31-3130

「下水」の水質検査結果

下水処理場緯32-1291

試験項目	試験日		活性汚泥処理による基準
	平成17年6月15日	平成17年7月7日	
天候	小雨/曇り	晴れ	
気温	24.9	26.0	
検水名	流入水	処理水	
水温(°C)	25.0	25.9	25.6
P	7.5	6.8	7.5
S	5(糞/濯)	44	6
BOD	79	6.3	93
大腸菌群数(個/毫升)	13,000	0	54,000
備考	前日 晴れ 前々日 晴れ	前日 曇り 前々日 雨	70以下 20以下 3,000以下

用語の説明【PH】水素イオン濃度。酸性度を示し7が中性。7より大きいほどアルカリ性が、小さいほど酸性が強い【SS】不溶性の固形物。水質汚染の原因になる【BOD】生物化学的酸素要求量。数値が高いほど有機物が多い。

秋のアートフリーマーケット

【出店者を募集します】
自作の絵画やクラフト、アクセサリなどオリジナルの手作りの品を自らの手で販売してみませんか。個人、グループで参加できます。要綱と申込み用紙は、下記へご請求ください。
開催日 10月1日(土)・2日(日) 会場 美術博物館前庭 申し込み 8月25日(木)必着で。出品予定作品の写真をご用意ください。
選考方法 美術博物館で写真選考

【ボランティアスタッフ募集】
期間・内容 9月10日(土)参加者説明会補助、広報活動/30日(金)会場準備/10月1日(土)・2日(日)会場統括、受付案内
募集 2～3人(面接) 対象 20～50歳のかた 交通費等 1日2,000円を限度に実費支給 その他 詳細は下記へ

問い合わせ 美術博物館 緯38-5432/FAX38-5434(〒659-0052 伊勢町12-25)

税のQ & A

Q 来年度から公的年金等の所得の計算方法が変わると聞いたのですが?
A 税制改正により、平成十八年度(十七年度)から、六十五歳以上の公的年金等の所得金額の求め方が変更になりました。これは、公的年金等収入から所得に換算する際の控除のうち、六十五歳以上のかたの上乗せ措置が廃止されたことによるもので、下表のような計算方法になりました。なお、六十五歳以上で公的年金等の収入金額が三三〇万円以下のかたについては、公的年金等控除の最低保障額が五〇万円加算され、二〇万円とする特別措置が講じられています。
* 公的年金等とは、国民年金、厚生年金、共済年金、恩給等があります。障害年金、遺族年金については、非課税になります。

改定後の公的年金等の所得金額の求め方

年齢65歳未満		年齢65歳以上	
公的年金等収入金額	所得金額	公的年金等収入金額	所得金額
130万円以下	年金収入 - 70万円	330万円以下	年金収入 - 120万円
410万円以下	年金収入 × 0.75 - 37万5千円		
770万円以下	年金収入 × 0.85 - 78万5千円		
770万円 超	年金収入 × 0.95 - 155万5千円		

問い合わせ 課税課市民税担当 緯38-2016